

特殊教育に関する科目	特別支援教育に関する科目
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理生理及び病理に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習

- 4 改正法附則第五条第一項の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許状別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けよとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、当該者が修得した特殊教育に関する科目の単位は、それぞれ前項の規定の例により特別支援教育領域に関する各相当の科目の単位とみなして、これを新免許状別表第七の規定により免許状の授与を受けよするために必要な単位数に合算するものとする。小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けている者が新免許状別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けよとする場合も、これと同様とする。
- 5 前項前段の規定は、改正法附則第二十条第三項において改正法附則第八条第二項の規定を準用する場合について準用する。
- 6 旧施行規則第七条第一項の表備考第四号に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における教員としての経験年数は、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新施行規則」という。）（第七条第一項の表備考第四号に規定する特別支援学校における教員としての経験年数に通算することができる。）
- 附則  
（施行期日）  
第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（学校教育法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この省令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校（以下「旧盲学校等」という。）（に在学していた者に対するこの省令第一条の規定による改正後の学校教育法施行規則（第三項において「新学校教育法施行規則」という。）第六十九条の五第一号の規定の適用については、その者は、改正法第一条の規定による改正後の学校教育法第一条に規定する特別支援学校に在学していた者とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧盲学校等に在学している者については、当該者の旧盲学校等における履修を当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるとされた特別支援学校における履修とみなして、当該特別支援学校の課程の修了、単位の修得又は卒業の認定をすることができる。

3 この省令の施行前に旧盲学校等において単位を修得した者に対する新学校教育法施行規則第七十三條の十六第五項において読み替えて準用する新学校教育法施行規則第六十三條の三の規定の適用については、当該単位は、当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるとされた特別支援学校において修得した単位とみなす。（教育職員免許法等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 改正法の施行の際現に旧免許法施行規則（この省令第九条による改正前の教育職員免許法施行規則をいう。以下同じ。）第六十三條又は第六十三條の二の規定に基づき授与されている次の表の上欄に掲げる特殊教科免許状（改正法附則第六条第一項に規定する特殊教科免許状をいう。以下この項において同じ。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法施行規則（この省令第九条による改正後の教育職員免許法施行規則をいう。以下同じ。）第六十三條又は第六十三條の二の規定に基づき授与される自立教科等免許状（改正法附則第六条第一項に規定する自立教科等免許状をいう。以下この項において同じ。）とみなし、当該特殊教科免許状を有する者は、この省令の施行の日以下施行日」という。）において、それぞれ当該自立教科等免許状の授与を受けたものとみなす。

特殊教科免許状	自立教科等免許状
療育の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	療育の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
療育の教科についての盲学校特殊教科教諭の二種免許状	療育の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
療育の教科についての盲学校特殊教科教諭の臨時免許状	療育の教科についての特別支援学校自立教科教諭の臨時免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の二種免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の臨時免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教諭の臨時免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科教諭の二種免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状